

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 嘱託職員募集要項

1 募集職種及び募集人員、受験資格、主な職務内容

(1) 募集職種及び募集人員、受験資格、主な職務内容

募集職種	嘱託職員（日常生活自立支援事業等）
募集人員	1名
受験資格	次の（１）～（３）のすべてに該当する方 （１）普通自動車運転免許を有する方 （２）学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校、もしくは高等学校（これに準ずる特別支援学校高等部の学校を含む）またはこれらに相当すると会長が認める学校等を卒業の人 （３）資格要件 なし ただし、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉系資格があれば尚可
職務内容	福祉サービスの利用や家賃・公共料金などの支払い、生活費などを計画的に使うことに不安がある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、ご本人との契約に基づき支援する日常生活自立支援事業、地域の方々の福祉活動を支援する地域福祉事業などに従事します。（Word、Excel等PC操作必須）

(2) その他

次のいずれかに該当する方は、採用いたしません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定日

採用日から（応相談）

3 採用試験日時・会場等

日時は書類選考の結果連絡時にお知らせします。試験会場は長久手市福祉の家です。

4 採用試験の方法

区	分	内	容
随	時	書	類
		選	考
試	験	内	容
		面	接
		試	験

提出いただいた申込書等について書類選考を行います。（選考の結果を連絡します。）

思考力・表現力や人物について、個別面接による試験を行います。（1人あたり30分程度の予定）

5 試験結果の発表

試験後1週間程度で可否を受験者に通知します。なお、可否についての電話等による問い合わせには応じられません。

6 試験合格者の発表から採用まで

- (1) 試験合格者には採用に向けて、健康診断書等の関係書類を提出していただきます。また、傷病等により職務に支障があると認められる場合等には、採用されないことがあります。
- (2) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

7 処遇

勤務場所	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会
雇用形態 及び期間	嘱託職員 採用日から令和5年3月31日まで (1年単位で更新可。)
勤務時間	7時間45分/日でのシフト制(休憩1時間) ※ただし、状況によって時間外勤務があります。
休日	1か月単位9～13日休み。 年間122日(年次有給休暇除く)
報酬	(1)月額170,390円 (2)賞与 年2.4か月分 その他、時間外勤務手当、通勤手当を支給します。※昇給なし
その他	健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険に加入

8 申込方法(郵送または持参してください)

履歴書(写真添付)に必要な事項を記入し、職歴のある方は職務経歴書(任意書式)、福祉系資格を保有者は資格証の写しを添えて、長久手市社会福祉協議会総務チームまで提出してください。(郵送可) 【封筒の表に「職員応募」と朱書きしてください。】

※ 申込に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

※ 採用者決定次第募集は終了します。

9 【申し込み及び問い合わせ先】

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 総務チーム(担当/奥村・與語)
〒480-1102 長久手市前熊下田171番地 長久手市福祉の家内
電話0561-62-4700 FAX0561-64-3838